

施設の使用制限等について

【対象施設】（特措法第45条第2項の要請ができる対象施設）

- 区分1
- 1 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 高等専門学校, 高等専修学校
 - 2 保育所, 介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所のように供する部分に限る）
- 区分2※1
- 3 大学, 専修学校（高等課程を置く専修学校を除く）, 各種学校その他これらに類する教育施設
 - 4 劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場
 - 5 集会場又は公会堂
 - 6 展示場
 - 7 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品, 医薬品, 医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するために必要な物品として厚生労働省が定めるものの売場を除く。例えば食品店, 薬局, ガソリンスタンドは対象外。）
 - 8 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - 9 体育館, 水泳場, ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 10 博物館, 美術館又は図書館
 - 11 キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 12 理髪店, 質屋, 貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 13 自動車教習所, 学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 14 3～13の施設であって, 建物の床面積 1,000 m²を超えないもののうち, 緊急事態において, 厚生労働大臣が定めて公示するもの※2

※1 上記3～13の施設については, 建物の床面積 1,000 m²超が対象

※2 上記4, 5, 6, 9, 11については, 建物の床面積 1,000 m²以下も対象（令和2年4月7日告示）

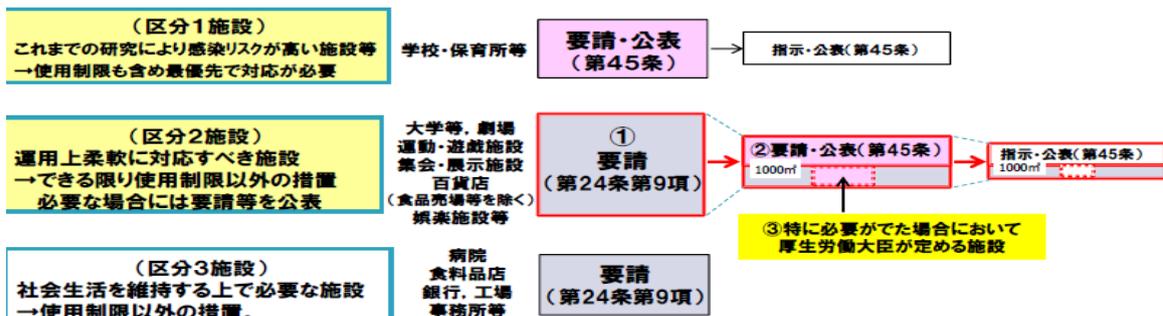
【対象施設】（特措法第24条9項による協力の要請ができる対象施設）※使用制限以外の措置

- 区分3
- a 病院又は診療所
 - b 卸売市場, 食料品売場
 - c 飲食店, 料理店
 - d ホテル又は旅館
 - e 寄宿舎又は下宿
 - f 車両の停留場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - g 工場
 - h 銀行
 - i 事務所
 - j 保健所, 税務署その他不特定多数が利用する官公署
 - k 公衆浴場
 - l 政令で定める施設（上記3～13）であって 1,000 m²以下の施設

施設使用制限等とは

新型インフルエンザ等の感染リスク, 社会生活の維持の観点から, 施設の区分ごとに, 適切な対応を行う。

※緊急事態宣言前(特措法第24条第9項)の要請は, 指示まで至らない措置。公表もされない。
緊急事態宣言後(特措法第45条)の要請は, 指示まで至る措置。個別施設名が公表される。



施設の使用制限以外の措置

- ・ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ・ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・ 上記に掲げるもののほか, 新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの